明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

三　技術研究組合の組合員が協同して行う技術研究組合法第三条第一項第一号に規定する試験研究で、当該技術研究組合の定款若しくは規約又は同法第十三条第一項に規定する事業計画（当該定款若しくは規約又は事業計画において、当該試験研究における当該連結親法人又はその連結子法人及び当該連結親法人又はその連結子法人以外の当該技術研究組合の組合員の役割分担及びその内容その他財務省令で定められているものに限る。）に基づいて行われるもの

四　大学等に委託する試験研究で、当該大学等との契約又は協定（当該契約又は協定において、当該試験研究における分担すべき役割として当該連結親法人又はその連結子法人が当該試験研究に要する費用の額を負担する旨及びその明細、当該大学等が当該費用の額を確認する旨及びその方法並びに当該試験研究の成果の帰属及びその公表に関する事項その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。）に基づいて行われるもの

五　特定中小企業者（法第十条第四項に規定する中小企業者で法第二条第一項第十一号に規定する青色申告書を提出するもの、法第四十二条の四第六項に規定する中小企業者で青色申告書を提出するもの及び法第六十八条の九第十二項第六号に規定する中小連結法人に該当するもののうち、試験研究を行うための拠点を有することその他の財務省令で定める要件を満たすものをいい、当該連結親法人及びその各連結子法人がその発行済株式等の総数又は総額の百分の二十五以上を有している他の法人（連結親法人にあっては、当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人を含む。）、当該連結親法人又は当該連結子法人に係る連結親法人の発行済株式等の総数又は総額の百分の二十五以上を有している他の者（当該他の者が連結親法人である場合には当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人を、当該他の者が連結子法人である場合には当該連結子法人に係る連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある他の連結子法人を、それぞれ含む。）並びに当該連結親法人又はその連結子法人との間に支配関係がある他の者を除く。以下この号において同じ。）に委託する試験研究で、当該特定中小企業者との契約又は協定（当該契約又は協定において、当該試験研究における分担すべき役割として当該連結親法人又はその連結子法人が当該試験研究に要する費用の額を負担する旨及びその明細、当該特定中小企業者が当該費用の額を確認する旨及びその方法並びに当該試験研究の成果の帰属に関する事項その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。）に基づいて行われるもの

第三十九条の三十九第十項第一号中「第四号及び第六号」を「第五号及び第八号」に、「以下この項」を「次号」に改め、同項第二号中「第二十七条の四第八項第二号」を「前項第一号、第二号、第四号及び第五号」に、「つき大学等（同号に規定する大学等をいう。次号において同じ。）が支出する」を「係る」に、「のうち、」を「として」に、「連結法人」を「連結親法人又はその連結子法人」に、「として」を「であることにつき」に、「定めるもの」を「定めるところにより証明がされたもの」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　前項第三号に掲げる試験研究　当該試験研究に係る第八項第三号に掲げる費用の額

第三十九条の三十九第十項第四号を削り、同条第二十一項及び第二十八項中「すべて」を「全て」に改める。

第三十九条の二第一項から第十一項までを削り、同条第十二項中「第六十八条の九の二第十二項」を「第六十八条の九の二第四項」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる」を「同項第一号中「第六十八条の九第一項の」とあるのは「第六十八条の九の二第一項の規定により読み替えられた法第六十八条の九第一項の」と、同項第二号中「第六十八条の九第一項の」とあるのは「第六十八条の九の二第一項の規定により読み替えられた法第六十八条の九第二項の」と、同項第三号中「第六十八条の九第三項」とあるのは「第六十八条の九の二第一項の規定により読み替えられた法第六十八条の九第三項（以下この号及び次号において「読替え後の法第六十八条の九第三項」という。）」と、「（同項」とあるのは「（読替え後の法第六十八条の九第三項」と、「同条第四項」とあるのは「法第六十八条の九第四項」と、「同条第三項」とあるのは「法第六十八条の九第三項」と、「同項に規定する百分の二十」とあるのは「同条第十二項第五号」とあるのは「法第六十八条の九第十二項第五号」と、同項第四号中「法第六十八条の九第三項」とあるのは「読替え後の法第六十八条の九第三項」と、同号イ中「第六十八条の九第一項又は第二項の規定による控除をしてもなお控除しきれなかつた金額（既に同条第三項」とあるのは「第六十八条の九第一項又は第二項（これらの規定を法第六十八条の九の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による控除をしてもなお控除しきれなかつた金額（既に法第六十八条の九の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）」と、「（同条第三項」とあるのは「（読替え後の法第六十八条の九第三項」と、同項第五号中「第六十八条の九第六項の」とあるのは「第六十八条の九の二第一項の規定により読み替えられた法第六十八条の九第六項の」と、同項第六号中「第六十八条の九第七項」とあるのは「第六十八条の九の二第一項の規定により読み替えられた法第六十八条の九第七項（以下この号及び次号において「読替え後の法第六十八条の九第七項」という。）」と、「（同項」とあるのは「（読替え後の法第六十八条の九第七項」と、「同条第八項」とあるのは「法第六十八条の九第八項」と、「同条第七項」とあるのは「読替え後の法第六十八条の九第七項」と、同項第七号中「法第六十八条の九第七項」とあるのは「読替え後の法第六十八条の九第七項」と、同号イ中「第六十八条の九第六項の規定による控除をしてもなお控除しきれなかつた金額（既に同条第七項」とあるのは「第六十八条の九第六項（法第六十八条の九の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による控除をしてもなお控除しきれなかつた金額（既に法第六十八条の九第七項（法第六十八条の九の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）」と、「（同条第七項」とあるのは「（読替え後の法第六十八条の九第七項」と、「同条第六項」とあるのは「法第六十八条の九第六項」とする」に改め、同項各号を削り、同項を同条第一項とし、同条第十三項を削り、同条第十四項中「第十二項」を「前項」に、「平成二十一年四月一日」を「平成二十五年四月一日」に、「第六十八条の九の二第一項及び第二項」を「第六十八条の九の二第一項」に、「第十六項」を「次項」に改め、「（法第六十八条の九の二第三項の規定により同条第一項及び第二項の規定により読み替えられた法第六十八条の九第三項に規定する平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過額又は平成二十二年度分連結繰越税額控除限度超過額とみなされる金額がある場合において前項の規定によりみなして適用するときを含む。）」を削り、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3　前項の規定は、前条第三十二項第七号に規定する連結親法人の平成二十五年四月一日から法第六十八条の九の二第一項の規定により読み替えられた法第六十八条の九第七項の規定の適用を受ける連結事業年度開始の日の前日までの間に開始した各事業年度が最初連結親法人事業年度開始の日前に開始した事業年度である場合における同号の規定を適用するときについて準用する。

第三十九条の三十九の二第十五項から第十八項までを削る。

第三十九条の四十第一項中「とする」を「とし、同号ニに掲げる減価償却資産に係る同号に規定する政令で定めるものは、同条第四項に規定する財務大臣が指定するものとする」に改め、同条第二項中「第六十八条の十第一項第二号イに掲げる設備に係る同号に規定する政令で定めるものは、第二十七条の五第四項に規定する財務大臣が指定するものの全てを同時に設置する場合のこれらの設備とし、同号ロに掲げる設備に係る同号」を「第六十八条の十第一項第二号」に、「同条第五項」を「第二十七条の五第五項」に改め、同条第三項中「次の各号に掲げる建築物の区分に応じ当該各号に定める」を「次に掲げる」に改め、同項各号を次のように改める。

一　当該建築物に設置される第二十七条の五第五項に規定するエネルギー使用制御設備の全てが同項に規定する財務大臣が指定する設備で構成されていること。

二　当該設備を設置した後の建築物のエネルギーの使用量に対する割合が百分の九十五以下であること。

第三十九条の三十九第十項第一号中「第四号及び第六号」を「第五号及び第八号」に、「以下この項」を「次号」に改め、同項第二号中「第二十七条の四第八項第二号」を「前項第一号、第二号、第四号及び第五号」に、「つき大学等（同号に規定する大学等をいう。次号において同じ。）が支出する」を「係る」に、「のうち、」を「として」に、「連結法人」を「連結親法人又はその連結子法人」に、「として」を「であることにつき」に、「定めるもの」を「定めるところにより証明がされたもの」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　前項第三号に掲げる試験研究　当該試験研究に係る第八項第三号に掲げる費用の額

第三十九条の三十九第十項第四号を削り、同条第二十一項及び第二十八項中「すべて」を「全て」に改める。

第三十九条の三十九の二第一項から第十一項までを削り、同条第十二項中「第六十八条の九の二第十二項」を「第六十八条の九の二第四項」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる」を「同項第一号中「第六十八条の九第一項の」とあるのは「第六十八条の九の二第一項の規定により読み替えられた法第六十八条の九第一項の」と、同項第二号中「第六十八条の九第一項の」とあるのは「第六十八条の九の二第一項の規定により読み替えられた法第六十八条の九第二項の」と、同項第三号中「第六十八条の九第三項」とあるのは「第六十八条の九の二第一項の規定により読み替えられた法第六十八条の九第三項（以下この号及び次号において「読替え後の法第六十八条の九第三項」という。）」と、「（同項」とあるのは「（読替え後の法第六十八条の九第三項」と、「同条第四項」とあるのは「法第六十八条の九第四項」と、「同条第三項」とあるのは「法第六十八条の九第三項」と、「同項に規定する百分の二十」とあるのは「同条第十二項第五号」とあるのは「法第六十八条の九第十二項第五号」と、同項第四号中「法第六十八条の九第三項」とあるのは「読替え後の法第六十八条の九第三項」と、同号イ中「第六十八条の九第一項又は第二項の規定による控除をしてもなお控除しきれなかつた金額（既に同条第三項」とあるのは「第六十八条の九第一項又は第二項（これらの規定を法第六十八条の九の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による控除をしてもなお控除しきれなかつた金額（既に法第六十八条の九の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）」と、「（同条第三項」とあるのは「（読替え後の法第六十八条の九第三項」と、同項第五号中「第六十八条の九第六項の」とあるのは「第六十八条の九の二第一項の規定により読み替えられた法第六十八条の九第六項の」と、同項第六号中「第六十八条の九第七項」とあるのは「第六十八条の九の二第一項の規定により読み替えられた法第六十八条の九第七項（以下この号及び次号において「読替え後の法第六十八条の九第七項」という。）」と、「（同項」とあるのは「（読替え後の法第六十八条の九第七項」と、「同条第八項」とあるのは「法第六十八条の九第八項」と、「同条第七項」とあるのは「読替え後の法第六十八条の九第七項」と、同項第七号中「法第六十八条の九第七項」とあるのは「読替え後の法第六十八条の九第七項」と、同号イ中「第六十八条の九第六項の規定による控除をしてもなお控除しきれなかつた金額（既に同条第七項」とあるのは「第六十八条の九第六項（法第六十八条の九の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による控除をしてもなお控除しきれなかつた金額（既に法第六十八条の九第七項（法第六十八条の九の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）」と、「（同条第七項」とあるのは「（読替え後の法第六十八条の九第七項」と、「同条第六項」とあるのは「法第六十八条の九第六項」とする」に改め、同項各号を削り、同項を同条第一項とし、同条第十三項を削り、同条第十四項中「第十二項」を「前項」に、「平成二十一年四月一日」を「平成二十五年四月一日」に、「第六十八条の九の二第一項及び第二項」を「第六十八条の九の二第一項」に、「第十六項」を「次項」に改め、「（法第六十八条の九の二第三項の規定により同条第一項及び第二項の規定により読み替えられた法第六十八条の九第三項に規定する平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過額又は平成二十二年度分連結繰越税額控除限度超過額とみなされる金額がある場合において前項の規定によりみなして適用するときを含む。）」を削り、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3　前項の規定は、前条第三十二項第七号に規定する連結親法人の平成二十五年四月一日から法第六十八条の九の二第一項の規定により読み替えられた法第六十八条の九第七項の規定の適用を受ける連結事業年度開始の日の前日までの間に開始した各事業年度が最初連結親法人事業年度開始の日前に開始した事業年度である場合における同号の規定を適用するときについて準用する。

第三十九条の三十九の二第十五項から第十八項までを削る。

第三十九条の四十第一項中「とする」を「とし、同号ニに掲げる減価償却資産に係る同号に規定する政令で定めるものは、同条第四項に規定する財務大臣が指定するものとする」に改め、同条第二項中「第六十八条の十第一項第二号イに掲げる設備に係る同号に規定する政令で定めるものは、第二十七条の五第四項に規定する財務大臣が指定するものの全てを同時に設置する場合のこれらの設備とし、同号ロに掲げる設備に係る同号」を「第六十八条の十第一項第二号」に、「同条第五項」を「第二十七条の五第五項」に改め、同条第三項中「次の各号に掲げる建築物の区分に応じ当該各号に定める」を「次に掲げる」に改め、同項各号を次のように改める。

一　当該建築物に設置される第二十七条の五第五項に規定するエネルギー使用制御設備の全てが同項に規定する財務大臣が指定する設備で構成されていること。

二　当該設備を設置した後の建築物のエネルギーの使用量に対する割合が百分の九十五以下であること。